破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２７号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷387番地
債務者　水出　康則
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８４号
群馬県前橋市広瀬町２丁目15番地２　ＲＩ－105号
債務者　八木原富雄
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９６号
群馬県伊勢崎市宮子町3597番地３　ＡＮＮＥＸ21ＭＩＹＡＫＯ－Ｂ202
債務者　中村　公司
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３８０号
埼玉県戸田市笹目８丁目14番地の13　ウェルＴＵ202号室
債務者　外山　典子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９４号
さいたま市見沼区堀崎町1206番地１　ジュノーハイツ102
債務者　川口　好枝（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９５号
さいたま市見沼区堀崎町1206番地１　ジュノーハイツ102
債務者　川口　祐佳（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２１号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目９番18―103号　スカイハイツＢ
債務者　小倉　佳子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３１号
埼玉県桶川市大字上日出谷962番地の13
債務者　白土　五郎
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６４号
埼玉県吉川市吉川１丁目25番地20
債務者　永倉　寛之
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１２号
埼玉県三郷市鷹野１丁目265番地２　ヴァンベール202
債務者　高倉　健一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１１号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目９番地10　スターマンション103
債務者　橋本　浩之
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２２３号
埼玉県川越市大字砂642番地１（シティハイムセルティア201号室）
債務者　高橋　裕明
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９号
埼玉県秩父市上影森354番地
債務者　小澤　梓
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成３０年（フ）第２２４号
北九州市八幡西区大字野面674番地１
債務者　武谷明日香
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２３３号
北九州市小倉北区船場町７番１―602号
債務者　中村　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２６２号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目６番６－103号
債務者　中野　佑大
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１号
岐阜県安八郡神戸町大字北一色1090番地の５
債務者　髙橋　　建
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係